

2012年2月29日

No.145

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

人勧の34倍下げ！ 国公給与法に反対 労働協約締結権を今国会で回復せよ

又市副党首は2月28日(火)参院総務委員会で民主・自民・公明3党提案の「給与臨時特例法」に反対の論陣を張りました。＜反対討論全文は又市征治ホームページのメッセージに掲載＞ 政府が前国会で▼7.8%の賃下げ法を通せなかったため、今回は上記3党が「人事院勧告(人勧)▼0.23%もやり、これを含め賃下げ▼7.8%をやる」法案を提出。



又市副党首は川端総務大臣に「国家公務員法(国公法)の給与提案責任を放棄したものだ」と厳しく批判。また提案3党に対し、「人事院は『勧告数値が民賃準拠そのものであり許容の幅はない』と言っている。人勧の34倍もの削減をする3党案は国公法違反だ」と追及。これに対し3党の提案議員は一様に「公務員賃金が民間より低くてよいことはない」と認めつつ、「財政事情と震災復興財源のため臨時異例の引下げだ」(3者)、また民主党議員は「マニフェストの公務員人件費2割削減の一環でもあり…」とも答弁し、2年間限りという法案がホンネでないことを吐露しました。

賃下げを地公に強制しない。地財計画で縛らない

又市副党首が「自律的労使関係(4法案)の今国会での「同時成立」が(いわゆる労使合意の)条件のはずだ。賃下げだけのだまし討ちにするな」とただしたところ、民主党議員は前回同様「早く4法案の審議を…」と答弁。しかし自民党の基本権反対論に変化の兆しは見えません。

又市副党首が「国公賃金(の7.8%ダウン)は多くの中小企業賃金に影響する。どう思うか」と問うと、公明党議員は「財政事情と復興でやむを得ぬ」と常に似ず中小企業切捨ての答弁。

又市副党首は最後に「地方公務員給与にこの賃下げを反映しないと前回答弁したはず」とただし、大臣は「国と同様にせよとの要請はしない。地方財政計画で縛らない」と再確認。